

平成 31 年 度

福島県立高等学校 入学者選抜実施要綱

付 { 福島県立高等学校の通学区域に関する規則
福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則

福島県教育委員会

目 次

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱	1
第1 入学者募集	1
第2 I 期 選 抜	1
第3 II 期 選 抜	8
第4 III 期 選 抜	14
第5 そ の 他	18
平成31年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜 実施要綱	20
平成31年度福島県立高等学校通信制の課程入学者選抜実施要綱	24
平成31年度福島県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る 特別枠選抜実施要綱	26
各 種 様 式	28
福島県立高等学校の通学区域に関する規則	72
福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則	76
福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校 における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	79
福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜の出願に関する 弾力的な取扱いについて	80
福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜に関する取扱いについて	81
東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	82
福島県立ふたば未来学園高等学校における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の出願に関する 弾力的な取扱いについて	83
避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	84
平成31年度福島県立高等学校入学者選抜関係日程	85

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱

平成31年度における福島県立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、この要綱により実施する。

ただし、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）、通信制の課程における入学者選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜については、別に定める当該要綱により実施する。

なお、専攻科の入学者選抜については、当該校の募集要項により定める。

第1 入 学 者 募 集

1 募 集 定 員

各高等学校の募集定員については別に公告する。

2 出 願 資 格

高等学校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

- 2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 募 集 要 項

各高等学校においては、この実施要綱に基づいて募集要項を作成する。

第2 I 期 選 抜

1 出 願

- 1 実施高等学校及び学科

すべての高等学校のすべての学科において実施する。

- 2 通 学 区 域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 募集定員

募集定員枠は、別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中学校の第3学年に在学する者（平成30年11月1日現在）の数を除いた数とする。）の10%～40%の範囲内で、各高等学校が学科ごとに設定する。

ただし、各高等学校が学校・学科の特性等により必要と判断する場合には、40%を超えて定員枠を設定することができるが、その定員枠について、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

各高等学校長は、募集定員枠を県教育委員会に届け出る。（別記様式I期1号による。）

なお、可否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

4 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

ただし、連携型中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校のI期選抜に出願することはできない。

また、連携型選抜に出願する者はI期選抜に出願することはできない。

- (1) この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ参照）を満たす者
- (2) 別に各高等学校が示す「志願してほしい生徒」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

6 併願の取扱い

出願は、一つの高等学校の1学科に限るものとし、併願は認めない。

7 出願期間

全日制の課程、定時制の課程のいずれも平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒を同封の上、平成31年1月22日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に志願先の高等学校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（別記様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）
 - ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通1号）

ただし、年齢20歳以上の者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 志願理由書（別記様式I期2号により、各高等学校において作成したもの）

- ④ 受験票用紙（別記様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書（上記①に同じ）
 - ② 志願理由書（上記③に同じ）
 - ③ 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者（1ページ参照）については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（別記様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、高等学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（別記様式共通4号）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制 2,200 円、定時制 950 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（別記様式統一6号）を出願に際して高等学校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、高等学校長は、自己申告書受領書（別記様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。
郵送の場合には、1月22日(火)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、志願先の高等学校長が処理する。

- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
出願先の高等学校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（別記様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記8に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
- 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願 書 受 付

- (1) 出願書類を受け付けた高等学校においては、受験番号を記入した受験票（別記様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（別記様式統一1号の3）を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 高等学校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出 願 の 取 消 し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に出願先の高等学校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、出願先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、出願した高等学校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

2 調 査 書

中学校長が調査書を作成するに当たっては、「調査書作成委員会」を設け、次の記入上の注意に従って厳正かつ公平に作成する。

調査書記入上の注意

調査書の作成に当たっては、中学校生徒指導要録に基づいて記入する。
その際、次の点に留意する。

- 1 「受験番号」の欄は、高等学校において記入する。
- 2 「志願者」の欄については以下により記入する。
 - 「性別」の欄は、男女の別を記入する。
 - 「卒業年月」の欄は、卒業又は卒業見込の年月及び学校名を正確に記入する。
 - 「卒業後の状況・その他」の欄は、卒業後の状況をできるだけ詳しく記入する。
その他、志願者の学籍について特記すべき事項（海外の学校に籍のあった事実等）があればこの欄に記入する。
- 3 「志願先」の欄には、高等学校名を明記し、志願する課程を○で囲む。「志願学科」は、農業、工業、商業、水産、家庭に関する学科の場合はそれぞれの学科（小学科）名を記入する。
- 4 「各教科の学習の記録」の欄は、第1学年から第3学年について、中学校生徒指導要録に記載されている評定を記入する。
中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は12月末までのものを記入する。
- 5 「総合的な学習の時間の記録」の欄は、中学校生徒指導要録に基づいて、学習状況の顕著な事項や生徒にどのような力が付いたかなどの評価について文章で記入する。
- 6 「特別活動等の記録」の欄は、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、次のように記入する。
 - (1) 特別活動
各学年の生徒の活動状況について、各内容（学級活動、生徒会活動、学校行事）ごとに、活動の事実を記入する。
 - (2) その他の活動
スポーツ活動、文化活動等に関する生徒の校内外の活動状況について、活動の事実を記入する。
- 7 「出欠の記録」の第3学年の欄は、中学校卒業見込の者については、12月末までの状況について記入する。
- 8 「長所・特技等の記録」の欄は、第1学年から第3学年について、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、特に優れている点や長所、生徒の特技や取得資格、その他特に参考となる事項を記入する。

3 入学者選抜

1 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された志願理由書、調査書の審査結果及び面接の結果を資料として、さらに小論文（又は作文）、実技等の中から各高等学校が自校の特色に応じた選抜方法を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格内定者を決定する。

- (1) 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接や小論文（又は作文）等の公正かつ円滑な実施を期する。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。
- (3) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- (4) 志願者から自己申告書（別記様式統一6号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

志願理由書

各高等学校においては、志願理由書の記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

なお、志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。

調査書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。
- (2) 調査書の「特別活動等の記録」については、各高等学校長の判断により、記載内容を点数化することができる。
- (3) 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の(1)の満点とし、「特別活動等の記録」も点数化する場合には(1)、(2)の満点の合計とする。

面接

志願者全員に対して面接を行う。

各高等学校は、自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして面接の結果を積極的に活用する。

このため、面接の内容としては、志願者の個性や学ぶ意欲をみるとともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができる。

- (1) 「入学者選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。
- (2) 中学校における学習活動の成果を問う内容を含む場合には、志願者の思考力や判断力、基礎的・基本的な内容の定着などをより適切に評価できるよう、中学校学習指導要領を踏まえて、各高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫する。

小論文（又は作文）

I期選抜においては、各高等学校の判断により小論文（又は作文）を実施することができる。

小論文（又は作文）を実施する高等学校においては、「入学者選抜実施委員会」において、小論文（又は作文）の内容等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

小論文については、与えられた課題や資料等に関して、自分の考えを筋道を立てて記述させるなど、志願者の思考力、分析力、判断力、表現力などについて、中学校における学習活動の成果を評価できるように、各高等学校が学校・学科の特色に応じて創意工夫する。

なお、小論文の課題や資料等の内容については、一部の教科の学力を問う内容に偏ることのないように配慮する。

2 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 平成31年1月31日(木)
又は1月31日(木)及び2月1日(金) 午前9時以降
- (2) 会 場 出願先高等学校

3 選抜結果の通知及び入学の確約

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 高等学校長は、平成 31 年 2 月 5 日(火)正午以降に、選抜結果を当該中学校長に I 期選抜結果の通知書(別記様式 I 期 3 号)により通知する。

合格内定者には、I 期選抜合格内定通知書(別記様式 I 期 4 号)を当該中学校長を通して交付する。

② 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(別記様式 I 期 5 号)を当該中学校長を通して平成 31 年 2 月 7 日(木)から 2 月 12 日(火)正午までに出願先の高等学校長に提出する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(2) 上記(1)以外の者

① 高等学校長は、合格内定者に対して、平成 31 年 2 月 5 日(火)正午以降に、I 期選抜合格内定通知書(別記様式 I 期 4 号)を交付する。

② 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(別記様式 I 期 5 号)を平成 31 年 2 月 7 日(木)から 2 月 12 日(火)正午までに出願先の高等学校長に提出する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4 合格者発表

(1) 入学確約書の提出があった者については、平成 31 年 3 月 14 日(木)正午以降に、合格者として出願先高等学校で発表する。(Ⅱ期選抜の合格者発表と同時に行う。)

(2) 高等学校長は、合格者に対して、合格通知書(別記様式共通 5 号)を交付する。

(3) 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

5 その他

(1) I 期選抜で不合格になった者についての取扱い

I 期選抜で不合格となった者が、Ⅱ期選抜又はⅢ期選抜に出願するときは、本実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通 8 号)を在学(出身)中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

第3 Ⅱ 期 選 抜

1 出 願 願

1 実施高等学校及び学科

すべての高等学校のすべての学科において実施する。

2 通 学 区 域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 募 集 定 員

別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から併設型入学予定者の数を除いた数とする。）から、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において合格内定の通知を受け、入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。

4 出 願 資 格

出願資格については、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1 ページ参照）に定めるところによる。

ただし、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において合格内定の通知を受けた者は、Ⅱ期選抜に出願することはできない。

5 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

6 併 願 の 取 扱 い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の高等学校に出願することは認めない。
- (2) 二つ以上の課程、学科を設置する高等学校に出願する場合、異なる課程、学科（大学科）間の併願は認めない。

ただし、普通科と理数科、普通科と英語科、普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科と体育科を併置する高等学校において、理数科、英語科、数理科学科、デザイン科学科、体育科を志願する者については、当該高等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。

なお、普通科を志願する者についても、理数科、英語科、数理科学科についてはこれを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。

- (3) コース制をとる普通科を志願する者については、当該普通科内の他のコースを第二志望とすることを認める。
- (4) 農業、工業、商業、水産に関する学科（大学科）を志願する者については、当該学科に属する学科（小学科）間、コース制をとる小学科がある場合には、当該学科に属する小学科とコース又はコース間において第二志望までの併願を認める。

7 出 願 期 間

全日制の課程、定時制の課程のいずれも平成31年2月13日(水)から2月18日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒を同封の上、平成31年2月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に志願先の高等学校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書（別記様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（別記様式共通1号）

ただし、年齢20歳以上の者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は平成31年2月22日(金)から2月25日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記①に同じ）
- ② 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者（1ページ参照）については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ④ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、高等学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（別記様式共通4号）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円、定時制950円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（別記様式統一1号の3又は統一4号の3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、Ⅰ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

自己申告書の提出については、この要綱に示した「第2 Ⅰ期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（3ページ参照）に定めるところによる。

ただし、提出期間は、平成31年2月22日(金)から2月25日(月)までとする。

郵送の場合には、2月25日(月)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、この要綱に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」（3～4ページ参照）に定めるところによる。

ただし、その中にある「上記8に示した出願書類」は、この要綱に示した「第3 II期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」（9ページ参照）とする。

11 願書受付

願書受付については、この要綱に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「11 願書受付」（4ページ参照）に定めるところによる。受験票及び入学検定料納付済証明書については、II期選抜に対応する様式（別記様式統一2号の2及び統一2号の3）とする。

ただし、入学検定料納付済証明書については、II期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

12 出願先変更

出願者は、平成31年2月19日(火)から2月21日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

- (1) 同一高等学校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙にII期選抜出願先変更願（別記様式II期1号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、II期選抜出願先変更承認書交付願（別記様式II期1号の2）を在学（出身）中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② II期選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、II期選抜出願先変更承認書及びII期選抜出願先変更連絡書（別記様式II期2号）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記II期選抜出願先変更承認書及びII期選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

出願の取消しについては、この要綱に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「12 出願の取消し」（4ページ参照）に定めるところによる。

14 出願の特例措置

(1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要綱に示した「第2 Ⅰ期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」の(2)（3～4 ページ参照）を準用する。

(2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「12 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

2 調 査 書

調査書については、この要綱に示した「第2 Ⅰ期選抜」の「2 調査書」（4～5 ページ参照）に定めるところによる。

ただし、中学校卒業見込の者については、「評定」の第3学年の欄は学年末の評定を、「出欠の記録」の第3学年の欄は1月末日までの状況を記入する。

なお、「受験番号」の欄は、中学校において記入する。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに面接を実施する高等学校においては面接の結果を併せて資料として、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接等の公正かつ円滑な実施を期する。

(2) 面接については、各高等学校の判断により実施できる。

(3) 合否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。

ただし、各高等学校が自校の特色化を図る観点から必要と判断する場合には、学力検査と調査書の成績の比重を変えることができるが、その比率について、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

(4) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。

(5) 定時制の課程においては、年齢 18 歳以上の者については、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。

(6) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

(7) 志願者から自己申告書（別記様式統一6号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

調査書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。
- (2) 調査書の「特別活動等の記録」については、各高等学校長の判断により、記載内容を点数化することができるものとし、点数化する場合には、55点満点とする。
- (3) 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の(1)の満点とし、「特別活動等の記録」も点数化する場合には(1)、(2)の満点の合計とする。

学力検査

- (1) 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- (2) 学力検査実施上、各高等学校長の処理すべき事項は別に通知する。
- (3) 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- (4) 定時制の課程においては、各高等学校の判断により、学力検査の実施教科を減じることができる。

なお、その場合には、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別記様式Ⅱ期3号による。）

- (5) 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 平成31年3月7日(木) 午前9時～午後3時10分

② 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

③ 会場 出願先高等学校

- (6) 学校配点

県教育委員会は、各教科の各問ごとの標準配点を示すが、各高等学校においては、生徒の実態や問題の難易度等に応じて、各問ごとの配点を変えることができる。

- (7) 傾斜配点

各高等学校は、学科の特性を考慮し、特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点を実施することができる。

また、志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できる。

ただし、学力検査と調査書の成績の比重を変える場合には、学力検査の特定の教科への傾斜配点及び自己申告による傾斜配点は実施しない。

なお、実施に当たっては、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別記様式Ⅱ期4号による。）

面接

面接を実施する場合には、志願者の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深め、志願者のよさを適切に評価できるよう工夫する。

- (1) 面接は、3月7日(木)の学力検査終了後、又は3月8日(金)に行う。
- (2) 「入学者選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

選抜の手順

選抜は、次の(1)、(2)により行うものとするが、いずれの場合にも、判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」の優れた評価、記述に配慮するとともに、「出欠の記録」を考慮する。

- (1) 学力検査と調査書の成績の比重を同等とする場合
学力検査と調査書の成績のいずれもが定員内にある者で、調査書の記載事項及び面接を実施した場合にはその結果に特に問題のない者を合格とする。
次に、その他の者については、学力検査の成績と調査書の記載事項及び面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。
- (2) 学力検査と調査書の成績の比重を変える場合
学力検査と調査書の成績のいずれか一方に当該高等学校長が設定した数値を掛けて、両者を加えて得られた成績と、調査書の記載事項及び面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

2 合格者発表

- (1) 全日制の課程、定時制の課程のいずれも平成31年3月14日(木)正午以降に発表する。
- (2) 高等学校長は、合格者に対して、合格通知書(別記様式共通5号)を交付する。
- (3) 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

3 その他

- (1) II期選抜で不合格になった者についての取扱い
II期選抜で不合格となった者が、III期選抜に出願するときは、本実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

第4 Ⅲ 期 選 抜

1 出 願

1 実施高等学校及び学科

Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜及び連携型選抜により定員を充足しない高等学校・学科において実施する。
なお、実施に当たっては、県教育委員会に届け出る。(別記様式Ⅲ期1号による。)

2 通 学 区 域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 募 集 定 員

別に公告する募集定員(併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から併設型入学予定者の数を除いた数とする。)から、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜及び連携型選抜の合格者数を除いた数とする。

4 出 願 資 格

出願資格については、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」(1ページ参照)に定めるところによる。

ただし、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に合格した者は、Ⅲ期選抜に出願することはできない。

5 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

6 併 願 の 取 扱 い

併願の取扱いについては、この要綱に示した「第3 Ⅱ期選抜」の「1 出願」の「6 併願の取扱い」(8ページ参照)に準じて、募集を行う学科・コース間で認める。

7 出 願 期 間

全日制の課程、定時制の課程のいずれも平成31年3月15日(金)から3月18日(月)までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒を同封の上、平成31年3月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に志願先の高等学校長に連絡する。

8 出 願 に 必 要 な 書 類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書(別記様式統一3号の1により、県教育委員会において作成したもの)
- ② 調査書(別記様式共通1号)

ただし、年齢20歳以上の者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

- ③ 受験票用紙(別記様式統一3号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの)

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一3号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書（上記①に同じ）
- ② 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者（1ページ参照）については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ④ 受験票用紙（別記様式統一3号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一3号の3により県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、高等学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（別記様式共通4号）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制 2,200 円、定時制 950 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（別記様式統一1号の3、統一2号の3又は統一4号の3）又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。
また、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
- 9 自己申告書の提出
自己申告書の提出については、この要綱に示した「第2 Ⅰ期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（3ページ参照）に定めるところによる。
ただし、提出期間は、平成31年3月15日(金)から3月20日(水)までとする。
郵送の場合には、3月20日(水)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- 10 県外等からの出願
県外等からの出願については、この要綱に示した「第2 Ⅰ期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」（3～4ページ参照）に定めるところによる。
ただし、その中にある「上記8に示した出願書類」は、この要綱に示した「第4 Ⅲ期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」（14～15ページ参照）とする。

11 願 書 受 付

願書受付については、この要綱に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「11 願書受付」（4ページ参照）に定めるところによる。受験票及び入学検定料納付済証明書については、Ⅲ期選抜に対応する様式（別記様式統一3号の2及び統一3号の3）とする。

ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

12 出 願 先 変 更

出願者は、平成31年3月19日(火)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、高等学校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 同一高等学校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙にⅢ期選抜出願先変更願（別記様式Ⅲ期2号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、Ⅲ期選抜出願先変更願（別記様式Ⅲ期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ② Ⅲ期選抜出願先変更願の提出を受けた高等学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、Ⅲ期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ③ ②により変更先の高等学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の高等学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校の校長は、先に出願した高等学校に、Ⅲ期選抜出願先変更者名簿（別記様式Ⅲ期3号）を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ⑤ 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出 願 の 取 消 し

出願の取消しについては、この要綱に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「12 出願の取消し」（4ページ参照）に定めるところによる。

2 調 査 書

調査書については、この要綱に示した「第2 Ⅰ期選抜」の「2 調査書」（4～5ページ参照）に定めるところによる。

ただし、「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。
なお、「受験番号」の欄は、高等学校において記入する。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接や小論文（又は作文）等の公正かつ円滑な実施を期する。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。
- (3) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- (4) 志願者から自己申告書（別記様式統一6号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

調 査 書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。
- (2) 調査書の「特別活動等の記録」については、各高等学校長の判断により、記載内容を点数化することができる。
- (3) 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の(1)の満点とし、「特別活動等の記録」も点数化する場合には(1)、(2)の満点の合計とする。

面 接

志願者全員に対して面接を行う。

各高等学校は、自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして面接の結果を積極的に活用する。

このため、面接の内容としては、志願者の学ぶ意欲をみるとともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができる。

- (1) 「入学者選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。
- (2) 中学校における学習活動の成果を問う内容を含む場合には、志願者の基礎的・基本的な内容の定着などをより適切に評価できるよう、中学校学習指導要領を踏まえて、各高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫する。

小論文（又は作文）

志願者全員に対して小論文（又は作文）を課す。

小論文（又は作文）の実施については、この要綱に示した「第2 Ⅰ期選抜」の「3 入学
者選抜」の「1 選抜方法」の「小論文（又は作文）」（6 ページ参照）に準じる。

2 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 22 日(金) 午前 9 時以降
- (2) 会 場 出願先高等学校

3 合格者発表

- (1) 全日制の課程、定時制の課程のいずれも平成 31 年 3 月 25 日(月)午後 3 時以降に発表する。
- (2) 高等学校長は、合格者に対して、合格通知書（別記様式共通 5 号）を交付する。
- (3) 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

4 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

第 5 そ の 他

1 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（別記様式共通 11 号）を、高等学校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（別記様式共通 12 号）と高等学校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

高等学校長は必要に応じて、高校教育課と受験上の配慮に関して協議を行う。

- ② 高等学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（別記様式共通 13 号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（別記様式共通 11 号）を、高等学校長に提出する。高等学校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

高等学校長は必要に応じて、高校教育課と受験上の配慮に関して協議を行う。

- ② 高等学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（別記様式共通 13 号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

2 一 括 募 集

職業に関する学科の一括募集については、当該高等学校長が必要と認める場合は、あらかじめ県教育委員会の承認（別記様式共通6号による。）を得て実施することができる。

3 実施状況の報告

高等学校長は、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、Ⅲ期選抜における入学志願者数、選抜の結果、その他必要事項について、県教育庁高校教育課長あて報告する。

各報告書の提出期日、様式等については別に通知する。

4 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

5 入学者名簿の送付

高等学校長は、入学者決定後、各関係中学校長に「入学者名簿」を4月末日までに送付する。中学校長はそれによって中学校生徒指導要録の抄本又は写しを作成し、児童生徒健康診断票（一般）、児童生徒健康診断票（歯・口腔）とともに5月末日までに高等学校長に提出する。

6 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月13日から施行する。

平成31年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る 入学者選抜実施要綱

連携型中高一貫教育を実施している高等学校（以下「連携型高等学校」という。）における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を、次のとおり定める。

1 出 願

1 実施高等学校及び学科並びに対象となる中学校

実施高等学校及び学科	対 象 と な る 中 学 校
福島県立塙工業高等学校（機械科、電子科）	東白川郡塙町立塙中学校
福島県立田島高等学校（普通科）	南会津郡南会津町立田島中学校 南会津郡南会津町立荒海中学校
福島県立相馬東高等学校（総合学科）	相馬市立中村第一中学校 相馬市立中村第二中学校 相馬市立向陽中学校 相馬市立磯部中学校
福島県立ふたば未来学園高等学校（総合学科）	双葉郡浪江町立浪江中学校 双葉郡浪江町立浪江東中学校 双葉郡浪江町立津島中学校 双葉郡浪江町立なみえ創成中学校 双葉郡葛尾村立葛尾中学校 双葉郡双葉町立双葉中学校 双葉郡大熊町立大熊中学校 双葉郡富岡町立富岡第一中学校 双葉郡富岡町立富岡第二中学校 双葉郡川内村立川内中学校 双葉郡檜葉町立檜葉中学校 双葉郡広野町立広野中学校

2 募 集 定 員

募集定員枠は、別に公告する募集定員の30%を下限とし、あらかじめ県教育委員会と協議の上、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて学科ごとに設定する。

各連携型高等学校の校長は、募集定員枠を県教育委員会に届け出る。（別記様式連携1号による。）

また、I期選抜の募集定員枠は、これとは別に設定する。

なお、合否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

3 出 願 資 格

出願資格については、平成31年3月に実施高等学校の対象となる中学校を卒業する見込みの者とする。

ただし、I期選抜に出願する者は連携型選抜に出願することはできない。

4 出願方法

在学中中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。

5 併願の取扱い

出願は、連携している高等学校の1学科に限るものとし、併願は認めない。

6 出願期間

平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

7 出願に必要な書類

(1) 志願者ごとに必要な書類

- ① 入学願書（別記様式統一4号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（別記様式共通1号）
- ③ 受験票用紙（別記様式統一4号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一4号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願学科名を記入したもの）
- ⑤ その他出願先高等学校長が必要とする書類

(2) 中学校長は、連携型高等学校の校長に入学願書を提出するとき、連携型選抜志願者名簿（別記様式連携2号）を添付する。

(3) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

自己申告書の提出については、この冊子の「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（3ページ参照）に定めるところによる。

9 願書受付

願書受付については、この冊子の「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「11 願書受付」（4ページ参照）に定めるところによる。受験票及び入学検定料納付済証明書については、連携型選抜に対応する様式（別記様式統一4号の2及び統一4号の3）とする。

10 出願の取消し

出願の取消しについては、この冊子の「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 I期選抜」の「1 出願」の「12 出願の取消し」（4ページ参照）に定めるところによる。

2 調 査 書

調査書については、この冊子の「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第 2 Ⅰ期選抜」の「2 調査書」（4～5 ページ参照）に定めるところによる。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

連携型高等学校の校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び面接の結果を資料として、さらに課題研究レポート、適性検査等の中から各連携型高等学校が連携している内容に応じた選抜方法を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、各連携型高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格内定者を決定する。

- (1) 各連携型高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接や適性検査等の公正かつ円滑な実施を期する。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。
- (3) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- (4) 志願者から自己申告書（別記様式統一 6 号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

調 査 書

各連携型高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第 1 学年から第 3 学年の評定を合計し、135 点満点とする。
- (2) 調査書の「特別活動等の記録」については、各連携型高等学校の校長の判断により、記載内容を点数化することができる。
- (3) 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の(1)の満点とし、「特別活動等の記録」も点数化する場合には(1)、(2)の満点の合計とする。

面 接

志願者全員に対して面接を行う。

各連携型高等学校は、連携型中高一貫教育にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多角的に評価するための資料の一つとして面接の結果を積極的に活用する。

このため、面接の内容としては、志願者の個性や学ぶ意欲をみるとともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができる。

- (1) 「入学者選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。
- (2) 中学校における学習活動の成果を問う内容を含む場合には、志願者の思考力や判断力、基礎的・基本的な内容の定着などをより適切に評価できるよう、中学校学習指導要領を踏まえて、各連携型高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫する。

2 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 I 期選抜と同日又は I 期選抜に近接した日 午前 9 時以降
- (2) 会 場 出願先高等学校

3 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 連携型高等学校の校長は、平成 31 年 2 月 5 日(火)正午以降に、選抜結果を当該中学校長に連携型選抜結果の通知書(別記様式連携 3 号)により通知する。
合格内定者には、連携型選抜合格内定通知書(別記様式連携 4 号)を当該中学校長を通して交付する。
- (2) 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(別記様式連携 5 号)を当該中学校長を通して平成 31 年 2 月 7 日(木)から 2 月 12 日(火)正午までに出願先の高等学校長に提出する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4 合格者発表

合格者発表については、この冊子の「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第 2 I 期選抜」の「3 入学者選抜」の「4 合格者発表」(7 ページ参照)に定めるところによる。

5 そ の 他

- (1) 連携型選抜で不合格になった者についての取扱い
連携型選抜で不合格となった者が、II 期選抜又は III 期選抜に出願するときは、平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通 8 号)を在学中中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

4 そ の 他

- 1 以上のほかは、この冊子の「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

平成31年度福島県立高等学校通信制の課程 入学者選抜実施要綱

1 実施高等学校及び学科

福島県立郡山萌世高等学校 通信制の課程 普通科

2 募集定員

募集定員については別に公告する。

3 出願資格

この冊子の「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第 1 入学者募集」の「2 出願資格」（1 ページ参照）に定めるところによる。

4 出願方法

- 1 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。
- 2 上記 1 以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

5 選抜方法

高等学校長は、提出された調査書（別記様式共通 1 号）又はこれに代わる書類、その他必要な書類を資料として自校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。選抜のための学力検査は実施しない。

6 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第 1 条により県下一円とする。

7 出願期間

平成 31 年 2 月 13 日（水）から 3 月 27 日（水）までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 出願に必要な書類

- 1 入学願書（別記様式共通 9 号により、高等学校において作成したもの）
出願前 3 か月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦 40 mm×横 30 mm、裏面に氏名記入）及び入学検定料として 350 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
- 2 調査書（別記様式共通 1 号）
やむを得ない事情で調査書を提出できない場合は、これに代わる書類（卒業証明書、成績証明書等）を提出する。

9 そ の 他

- 1 以上のほかは、この冊子の「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- 2 自己申告書の提出
自己申告書の提出については、この冊子の「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第 2 I 期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（3 ページ参照）に定めるところによる。
ただし、提出期間は、平成 31 年 2 月 22 日(金)から 3 月 27 日(水)までとする。
郵送の場合には、3 月 27 日(水)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜における 外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱

1 出願資格

この冊子の「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ参照）に定める出願資格を有する者で、以下の条件を満たす者とする。

1 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から平成31年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

2 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、平成31年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が出願者の入学後1年以内に帰国し、県内に出願者と同居することが確実であれば出願を認める。

2 実施高等学校・学科及び募集定員

1 実施高等学校・学科

福島県立福島北高等学校（総合学科）	福島県立福島南高等学校（国際文化科）
福島県立あさか開成高等学校（国際科学科）	福島県立光南高等学校（総合学科）
福島県立会津学鳳高等学校（総合学科）	福島県立湯本高等学校（普通科）
福島県立相馬東高等学校（総合学科）	

2 募集定員

募集定員については、転入学許可の特別定員枠の扱いに準じる。

3 出願方法、選抜等

1 出願書類の受付期間、受付時間及び検査日

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間は、平成31年2月13日(水)から2月18日(月)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(2) 検査日

平成31年3月7日(木)

2 出願に必要な書類

- (1) この冊子の「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第3 II期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」（9ページ参照）に定めるところによる。入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙については、外国人生徒等に係る特別枠選抜に対応する様式（別記様式統一5号の1、統一5号の2及び統一5号の3）とする。

ただし、本県所定の調査書（別記様式共通1号）の記載が困難な場合は、外国における最終学

校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

(2) 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒……………市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒……………海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）

(3) 外国人生徒等特別採選抜適用申請書（別記様式特採1号）

(4) その他出願先高等学校長が必要とする書類

3 学 力 検 査 等

英語（又は自国語）又は日本語による作文と面接を実施する。

ただし、校長の判断により基礎学力検査を課すことができる。

4 検 査 会 場

出願先高等学校

5 選 抜 方 法

高等学校長は、中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査を実施する高等学校においてはその結果を併せて資料として、自校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

4 そ の 他

1 以上のほかは、この冊子の「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

各 種 様 式

統一作成様式

様式統一1号の1	I期選抜入学願書	30
の2	I期選抜受験票	31
の3	入学検定料納付済証明書(I期選抜用)	31
様式統一2号の1	II期選抜入学願書	32
の2	II期選抜受験票	33
の3	入学検定料納付済証明書(II期選抜用)	33
様式統一3号の1	III期選抜入学願書	34
の2	III期選抜受験票	35
の3	入学検定料納付済証明書(III期選抜用)	35
様式統一4号の1	連携型選抜入学願書	36
の2	連携型選抜受験票	37
の3	入学検定料納付済証明書(連携型選抜用)	37
様式統一5号の1	外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書	38
の2	外国人生徒等に係る特別枠選抜受験票	39
の3	入学検定料納付済証明書(外国人生徒等に係る特別枠選抜用)	39
様式統一6号	※自己申告書	40

各選抜共通様式

様式共通1号	※調査書	41
様式共通2号	※他都道府県の公立高等学校を志願しない証明書	42
様式共通3号	※自己申告書受領書	43
様式共通4号	志願者名簿	44
様式共通5号	合格通知書	45
様式共通6号	一括募集実施承認申請書	45
様式共通7号	出願取消届	46
様式共通8号	入学辞退届	46
様式共通9号	入学願書(通信制の課程)	47
様式共通10号	※住所等に関する届出書	48
様式共通11号	※受験上の配慮申請書	49
様式共通12号	※生活・学習の様子、配慮等に関する説明書	50
様式共通13号	受験上の配慮に関する通知書	51

I 期 選 抜 関 係

様式 I 期 1 号	I 期選抜募集定員枠届	52
様式 I 期 2 号	I 期選抜志願理由書	53
様式 I 期 3 号	I 期選抜結果の通知書	54
様式 I 期 4 号	I 期選抜合格内定通知書	55
様式 I 期 5 号	入学確約書 (I 期選抜用)	56

II 期 選 抜 関 係

様式 II 期 1 号の 1	※ II 期選抜出願先変更願	57
の 2	※ II 期選抜出願先変更承認書交付願	58
様式 II 期 2 号	※ II 期選抜出願先変更承認書、II 期選抜出願先変更連絡書	59
様式 II 期 3 号	学力検査実施教科届	60
様式 II 期 4 号	傾斜配点実施届	61

III 期 選 抜 関 係

様式 III 期 1 号	III 期選抜実施届	62
様式 III 期 2 号の 1	※ III 期選抜出願先変更願 (同一高等学校)	63
の 2	※ III 期選抜出願先変更願 (他の高等学校)	64
様式 III 期 3 号	※ III 期選抜出願先変更者名簿	65

連 携 型 選 抜 関 係

様式連携 1 号	連携型選抜募集定員枠届	66
様式連携 2 号	連携型選抜志願者名簿	67
様式連携 3 号	連携型選抜結果の通知書	68
様式連携 4 号	連携型選抜合格内定通知書	69
様式連携 5 号	入学確約書 (連携型選抜用)	70

外国人生徒等に係る特別枠選抜関係

様式特枠 1 号	※外国人生徒等特別枠選抜適用申請書	71
----------	-------------------	----

(注) ※印を付した様式については、複写して用いてもよい。

様式統一 1号の 1

※	月	日	受付
※	第	号	

受	験	番	号
		※	番
		科	

※印の欄には記入しない。

平成31年度 I 期選抜入学願書

平成 年 月 日

福島県立 (高等学校長 様 校)

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (印)

貴校第 1 学年に入学を志願いたします。

課 程	(全日制 ・ 定時制) の課程			あてはまるものを○で囲む。
学 科	科 () コース			
志 願 者 保 護 者 所 住 所	郵便番号 (-)	ふりがな	性別	
		氏 名		
		生年月日	昭和 平成	年 月 日生
保 護 者 所 住 所	郵便番号 (-)	ふりがな		
		氏 名		
		志願者との関係		
通 学 区 域	県下一円	県内固定区 県内共通区 県内隣接学区 県内のその他	県外隣接学区	あてはまるものを○で囲む。
履 歴	学 歴	昭和 平成	年 3 月	学校 卒業 卒業見込
	職 歴			

- (注) 1 分校に出願する場合は、かっこの中に分校名を記入する。
 2 学科の欄のコースには、**募集の時点でコース制をとる高等学校を志願する場合に記入する。**それ以外の場合は空欄とする。
 3 過年度卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。
 4 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙 (全日制 2,200 円、定時制 950 円) を貼る位置

様式統一 1号の2

31 I 期選抜受験票		
受験番号	科	※ 番
在学(出身)学 校		
氏 名		

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。
- 3 時間、持ち物等については、**必ず、募集要項等で確認すること。**

実施期日

平成31年1月31日(木)

なお、2月1日(金)にも実施する場合があるので、**必ず、募集要項等で確認すること。**

(高等学校長職印)

----- 印

(注) この票は合格通知書を受け取る時に必要となるので、大切に保管すること。

-----キ-----リ-----ト-----リ----- (出願時には切りはなさないこと)-----

様式統一 1号の3

31 **入学検定料納付済証明書**

学 校 名

出願者氏名

上記の者は、本校 (全日制 / 定時制) の課程

.....科の I 期選抜に出願した際、
入学検定料を納付したことを証明します。

平成 年 月 日

(高等学校長職印)

----- 印

(注) かつこの中については、あてはまるものを○で囲む。

様式統一 2号の 1

※	月	日	受付
※	第	号	

受	験	番	号
	科	※	番

※印の欄には記入しない。

平成31年度Ⅱ期選抜入学願書

平成 年 月 日

福島県立
(高等学校長 様
校)

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (印)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

課程	(全日制 ・ 定時制) の課程		あてはまるものを○で囲む。	
学科	科 () コース	第二志望	科 () コース	
志願者	現住所	郵便番号 (-)	ふりがな	性別
			氏名	
			生年月日	昭和 年 月 日生 平成
保護者	現住所	郵便番号 (-)	ふりがな	
			氏名	
			志願者との関係	
通学区	県下一円	県内固定区 県内共通区 県内隣接学区 県内のその他	県外隣接学区	あてはまるものを○で囲む。
履歴	学歴	昭和 年 3月	学校	卒業 卒業見込
	職歴			

学力検査における傾斜配点について、下記教科を申請します。(自己申告による場合のみ記入)

国語	社会	数学	理科	外国語(英語)

- (注) 1 分校に出願する場合は、かっこの中に分校名を記入する。
 2 学科の欄のコースには、**募集の時点でコース制をとる高等学校を志願する場合に記入する。**それ以外の場合は空欄とする。
 3 第二志望の併願を認める学校に出願する場合に、必ず、募集要項で確認の上、希望があれば第二志望の欄に記入する。**それ以外の場合は、当該欄に斜線をひく。**
 4 過年度卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。
 5 自己申告による傾斜配点を実施する学校に出願する場合は、自己申告する教科欄に○を記入する。それ以外の場合は空欄とする。なお、申告後の変更は認めない。
 6 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙を貼る位置
(全日制 2,200 円、定時制 950 円、定時制から全日制への変更差額 1,250 円)

様式統一 2号の2

31 Ⅱ期選抜受験票

受験番号	科	※	番
在学(出身)学 校			
氏 名			

※印の欄には記入しない。

注意事項

- この票は受験のとき必ず持参すること。
- 学力検査当日は次のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。
- 時間、持ち物等については、必ず、募集要項等で確認すること。

実施期日

平成31年3月7日（木）

なお、面接を3月8日（金）に実施する場合がありますので、必ず、募集要項等で確認すること。

（高等学校長職印）

印

（注）この票は合格通知書を受け取る時に必要となるので、大切に保管すること。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----（出願時には切りはなさないこと）-----

様式統一 2号の3

31 入学検定料納付済証明書

学 校 名

出願者氏名

上記の者は、本校〔 全日制 〕 の課程
〔 定時制 〕

.....科のⅡ期選抜に出願した際、
入学検定料を納付したことを証明します。

平成 年 月 日

（高等学校長職印）

印

（注）かっこの中については、あてはまるものを○で囲む。

様式統一 3号の1

※	月	日	受付
※	第	号	

受	験	番	号
		※	番
		科	

※印の欄には記入しない。

平成31年度Ⅲ期選抜入学願書

平成 年 月 日

福島県立
(高等学校長 様
校)

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (印)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

課 程	(全日制 ・ 定時制) の課程			あてはまるものを○で囲む。	
学 科	科 () コース	第二志望	科 () コース		
志 願 者 保 護 者 所	現 住 所 郵便番号 (-)	ふりがな			性別
		氏 名			
		生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
保 護 者 所	現 住 所 郵便番号 (-)	ふりがな			
		氏 名			
		志願者との関係			
通 学 区 域	県下一円	県内固定区 県内共通区 県内隣接学区 県内のその他	県外隣接学区	あてはまるものを○で囲む。	
履 歴	学 歴	昭和 平成	年 3月	学校	卒 業 卒業見込
	職 歴				

- (注) 1 分校に出願する場合は、かっこの中に分校名を記入する。
 2 学科の欄のコースには、募集の時点でコース制をとる高等学校を志願する場合に記入する。それ以外の場合は空欄とする。
 3 第二志望の併願を認める学校に出願する場合に、必ず、募集要項で確認の上、希望があれば第二志望の欄に記入する。それ以外の場合は、当該欄に斜線をひく。
 4 過年度卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。
 5 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙を貼る位置
(全日制 2,200 円、定時制 950 円、定時制から全日制への変更差額 1,250 円)

様式統一 3号の2

31 Ⅲ期選抜受験票

受験番号	科	※	番
在学(出身)学 校			
氏 名			

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。
- 3 時間、持ち物等については、必ず、募集要項等で確認すること。

実施期日

平成31年3月22日(金)

(高等学校長職印)

印

(注) この票は合格通知書を受け取る時に必要となるので、大切に保管すること。

-----キ-----リ-----ト-----リ----- (出願時には切りはなさないこと)-----

様式統一 3号の3

31 入学検定料納付済証明書

学 校 名

出願者氏名

上記の者は、本校 (全日制 / 定時制) の課程

.....科のⅢ期選抜に出願した際、
入学検定料を納付したことを証明します。

平成 年 月 日

(高等学校長職印)

印

(注) かつこの中については、あてはまるものを○で囲む。

様式統一4号の1

※	月	日	受付
※	第	号	

受	験	番	号
		※	番
科			

※印の欄には記入しない。

平成31年度連携型選抜入学願書

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (印)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

課程・学科		全日制の課程			科
志願者住所	現	郵便番号 ()	ふりがな		性別
	住		氏名		
	所		生年月日	平成 年 月 日生	
保護者住所	現	郵便番号 ()	ふりがな		
	住		氏名		
	所		志願者との関係		
学歴		平成 年 3月		学校	卒業見込

(注) 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙 (2,200円) を貼る位置

様式統一 4号の2

31 連携型選抜受験票

受験番号	科	※	番
在学学校			
氏名			

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。
- 3 時間、持ち物等については、**必ず、募集要項等で確認すること。**

実施期日

募集要項等で確認すること。

(高等学校長職印)

印

(注) この票は合格通知書を受け取るときに必要となるので、大切に保管すること。

-----キ-----リ-----ト-----リ----- (出願時には切りはなさないこと)-----

様式統一 4号の3

31 入学検定料納付済証明書

学 校 名

出願者氏名

上記の者は、本校全日制の課程 科の
 連携型選抜に出願した際、入学検定料を納付したことを
 証明します。

平成 年 月 日

(高等学校長職印)

印

様式統一5号の1

※	月	日	受付
※	第	号	

受	験	番	号
		※	番
		科	

※印の欄には記入しない。

平成31年度外国人生徒等 に係る特別枠選抜入学願書

福島県立

高等学校長 様

平成 年 月 日

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

印

貴校第1学年に入学を志願いたします。

課程・学科		全日制の課程			科	
志願者	現住	郵便番号 (-)	ふりがな		性別	
	住所		氏名			
	所		生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
保護者	現住	郵便番号 (-)	ふりがな			
	住所		氏名			
	所		志願者との関係			
履歴	履	昭和 平成	年 月	学校	卒業 卒業見込	
	歴					
職						
歴						

- (注) 1 過年度卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。
2 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙 (2,200 円) を貼る位置

様式統一 5号の2

31

外国人生徒等に係る
特別枠選抜受験票

受験番号	科	※	番
在学(出身) 学 校			
氏 名			

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 当日は次のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消し
ゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器
機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- 3 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない
こと。
- 4 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。
- 5 時間、持ち物等については、**必ず、募集要項等で確認
すること。**

実施期日

平成31年3月7日（木）

（高等学校長職印）

印

（注）この票は合格通知書を受け取る時に必要となるので、
大切に保管すること。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----（出願時には切りはなさないこと）-----

様式統一 5号の3

31

入学検定料納付済証明書

学 校 名

出願者氏名

上記の者は、本校全日制の課程 科の
外国人生徒等に係る特別枠選抜に出願した際、
入学検定料を納付したことを証明します。

平成 年 月 日

（高等学校長職印）

印

自己申告書

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

⑨

(保護者自筆)

私は、貴校 科第1学年に入学を志願するに当たり、次のとおり申告いたします。

志願者記入欄 (長期欠席等の理由など)

(保護者記入欄)

住 所		電 話 番 号	
--------	--	------------------	--

(記入上の注意)

- 1 筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
- 2 志願者記入欄は、本人自筆とする。
- 3 保護者は、必要に応じて保護者記入欄に補足してもよい。その際は、保護者が自筆にて記入する。
- 4 住所・電話番号欄には、志願者の住所及び電話番号を記入する。
- 5 提出に当たっては、志願者は、自己申告書を厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

平成 31 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書

										受験番号			
志 願 者	ふりがな			性別			志 願 先 福島県立 高等学校 (全日制・定時制・通信制) の課程			志 願 学 科			
	氏 名									第一志望			
	生年月日			平成 年 月 日生						科 () コース			
	卒業年月			平成 年 3月						第二志望			
卒業後の状況・その他			学校 卒業・卒業見込			科 () コース							
各 学 習 の 科 記 録	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)			
	1年												
	2年												
	3年												
総合的な学習 の時間の記録		1 年				2 年				3 年			
特 別 活 動 等 の 記 録			1 年			2 年			3 年				
	学 級 活 動												
	生 徒 会 活 動												
	学 校 行 事												
その他の活動													
出 欠 の 記 録	学年	出席すべき日数	欠席日数	備 考			長 所 ・ 特 技 等 の 記 録						
	1年												
	2年												
	3年												
本書の記載に誤りのないことを証明します。													
平成 年 月 日													
										立		学校長 印	
										記載責任者氏名			

証 明 書

都道
-----府県

立 ----- 学校 卒業見込
----- 卒 業

氏名 ----- 性別 ()

上記の者は、 ----- 都道
----- 府県 公立高等学校を志願しない
ことを証明する。

平成 年 月 日

都道府県名・学校名 -----

校長氏名 ----- 印

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

----- 都道
----- 府県 教育委員会教育長 印

自己申告書受領書

学 校 名

志願者氏名様

保護者氏名様

あなたから提出のあった自己申告書を確認に受領しました。

平成 年 月 日

(高等学校長職印)

.....印

平成 31 年度福島県立〇〇高等学校〇期選抜志願者名簿

通し 番号	志 願 学 科 名	氏 名	性別	卒業年度	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

上記の者は、〇期選抜において、貴校以外の公立高等学校に入学願書を提出していないことを申し添えます。

平成 年 月 日

〇〇立〇〇学校長 印

- (注) 1 名簿は、志願学科ごとに整理し、志願学科内では中学校における学級順に整理する。
 2 入学願書は、この名簿順に整理して提出する。
 3 過年度卒業者は、最後に記載する。
 4 全日制の課程と定時制の課程、本校と分校は、それぞれ別に作成する。
 5 II期選抜又はIII期選抜においては、I期選抜、II期選抜又は連携型選抜に出願した志願者の備考欄に、入学検定料を納付した選抜に応じて、「I期出願」、「II期出願」又は「連携型出願」などと記入する。

様式共通 5号

合格 通 知 書

受験番号 科 番
氏 名 様

あなたは、平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜において、
本校〇〇制の課程〇〇科に合格したので通知します。

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 印

(注) 入学までの指示連絡事項等を付記してもよい。

様式共通 6号

A4 タテ判横書

一 括 募 集 実 施 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおり
一括募集を実施したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 課程・学科・定員
- 2 実施の理由
- 3 そ の 他

提出期限 平成 30 年 10 月 31 日 (水) まで

出 願 取 消 届

平成 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

学 校 名 _____

出願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ ㊟

〇〇選抜において、貴校 _____ 制の課程 _____ 科
(受験番号 _____ 番) に出願しましたが、これを取り消します
のでお届けします。

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

学 校 名 _____

出願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ ㊟

貴校 _____ 制の課程 _____ 科 (受験番号 _____ 番)
に合格しましたが、都合により入学を辞退しますのでお届けします。

※	月	日	受付
※	第		号

受	験	番	号
※			番

※印の欄には記入しない。

入 学 願 書

平成 年 月 日

福島県立郡山萌世高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (印)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

課 程 ・ 学 科		通 信 制 の 課 程 普 通 科				
志 願 者	ふりがな				性 別	(写真を貼る) (縦 40 mm × 横 30 mm) 裏面に氏名記入
	氏 名					
	生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日生	
現 住 所	郵便番号 (-)					
保 護 者	ふりがな				志 願 者 と の 関 係	
	氏 名					
	現 住 所	郵便番号 (-)				
履 歴	学 歴	昭和 平成	年	3月	学 校	卒 業 卒業見込
	職 歴					

(注) 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙（350円）を貼る位置

住所等に関する届出書

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 印

下記のとおり住所等を届け出ます。

記

志願者	氏名	
	震災発生時の住所	郵便番号 (-)
	震災発生時に在学していた学校	学 校
保護者	氏名	
	震災発生時の住所	郵便番号 (-)
	入学後の住所	郵便番号 (-)
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>.....立.....学校長 印</p>		

(注)「入学後の住所」の欄には、入学後の住所が入学願書に記入した現住所と異なる場合に記入する。

受験上の配慮申請書

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 印

下記のとおり、受験上の配慮をしてくださるよう申請します。

記

1 配慮を希望する選抜

I 期選抜	連携型選抜	II 期選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜	III 期選抜

※ 該当する選抜に丸を記入する。

2 配慮を希望する事項・内容

(1) 検査会場等 (別室での受験、他の受験生と同室で良いが一番前等)

記入例：「別室での受験を希望する。」

(2) 検査方法等 (拡大鏡の使用、検査問題の拡大、時間延長等)

記入例：「拡大鏡の使用を希望する。」

(3) その他 (器具の持ち込み、介助員の付き添い等)

記入例：「車いすの使用を希望する。」

3 配慮を希望する理由 (具体的な障がいの内容や程度等)

受験に際し、上記の配慮が必要であると判断します。

平成 年 月 日

..... 立 学校長 印

(注) 本用紙は志願者及び保護者が記載し、在学 (出身) 中学校長を通して提出する。

生活・学習の様子、配慮等に関する説明書

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

(学校長職印)

..... 印

下記のとおり、学校における生活・学習の様子、配慮等について説明します。
記

志願者氏名

学校における生活・学習の様子
学校における支援内容・方法、配慮事項等
その他（関係機関との連携等）

受験上の配慮に関する通知書

平成 年 月 日

氏 名 様

福島県立〇〇高等学校長 印

下記のとおり、受験上の配慮に関してお知らせします。
記

1 配慮の有無について

2 配慮する選抜と配慮する事項・内容

I 期選抜	連携型選抜	II 期選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜	III 期選抜

(1) 検査会場等

(2) 検査方法等

(3) そ の 他

I 期選抜募集定員枠届

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、
本校において下記の枠で I 期選抜を実施しますので届出を
します。

記

課 程	学 科	募 集 定 員 枠
		%

提出期限 平成 30 年 10 月 31 日 (水) まで

受 験 番 号
※ 番

※印の欄には記入しない。

平成 31 年度 I 期選抜志願理由書

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名

保護者氏名

(保護者自筆)

私は、下記により、貴校 科第 1 学年に入学を志願いたします。

志 願 の 動 機 ・ 理 由	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(注) 志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。 なお、記入上の注意については、下記 1～3 のほかに必要に応じて付け加えてよい。 また、複数ページになる場合は、片面で作成するか、両面で作成するかを明記する。</p> </div>

(記入上の注意)

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
 ただし、記入したものを複写して提出する場合、使用する筆記用具は問わない。
- 2 記入したものを複写して提出する場合、志願者氏名及び保護者氏名については複写したものにボールペン又は万年筆で直接自署する。
- 3 志願の動機・理由の欄は、当該高等学校・学科等を志願する動機や理由等について記入する。

I 期選抜結果の通知書

平成 年 月 日

〇〇立〇〇学校長 様

福島県立〇〇高等学校長 印

平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜 I 期選抜の結果を
次のとおり通知します。

記

科 名	受 験 番 号	受 験 者 氏 名	合 否

I 期選抜合格内定通知書

平成 年 月 日

学 校 名

受験番号 科 番

氏 名 様

福島県立〇〇高等学校長 印

あなたは、平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜 I 期選抜
において、本校〇〇制の課程〇〇科の合格者に内定したので
通知します。

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

学 校 名 _____

受 験 番 号 _____ 科 _____ 番

氏 名 _____ (本人自署)

保 護 者 氏 名 _____ ㊞

このたび、平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜 I 期選抜に
おいて、貴校 _____ 制の課程 _____ 科の合格者に内定
した旨、通知を受けました。

ついては、貴校に入学することを、ここに確約いたします。

(注) 平成 31 年 2 月 12 日 (火) 正午までに出席先高等学校に提出する。

Ⅱ期選抜出願先変更願

平成 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

出願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ 印

貴校 _____ 制の課程 _____ 科に出願しましたが、
下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるよう
お願いします。

記

1 はじめに出願した課程、学科、受験番号

第一志望 _____ 制の課程 _____ 科 _____ 番

第二志望 _____ 制の課程 _____ 科

2 変更を希望する課程、学科

第一志望 _____ 制の課程 _____ 科

第二志望 _____ 制の課程 _____ 科

(学校長職印)

_____ 印

Ⅱ期選抜出願先変更承認書交付願

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

出願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 印

貴校 制の課程 科に出願しましたが、
福島県立 高等学校 制の課程 科
に出願先を変更したいので、承認書の交付をお願いします。

(学校長職印)

..... 印

Ⅱ期選抜出願先変更承認書

学 校 名 _____ 立 _____ 学校

出願者氏名 _____

上記の者は、本校 _____ 制の課程 _____ 科に
 出願したが、福島県立 _____ 高等学校 _____ 制の
 課程 _____ 科に出願先を変更する旨の願い出があった
 のでこれを承認する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(高等学校長職印)

印

Ⅱ期選抜出願先変更連絡書

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

(高等学校長職印)

印

下記の者は、本校 _____ 制の課程 _____ 科に
 出願したが、貴校 _____ 制の課程 _____ 科に
 出願を変更する旨の申し出があったので連絡します。

記

_____ 立 _____ 学校 氏名 _____

学力検査実施教科届

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおり教科を減じて学力検査を実施しますので届出をします。

記

- 1 課程・学科
- 2 教科を減じる理由
- 3 実施教科

提出期限 平成30年10月31日(水)まで

傾斜配点実施届

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおり傾斜配点を実施しますので届出をします。

記

- 1 課程・学科
- 2 実施の理由
- 3 実施の内容

- 実施教科を学校が指定する場合

教 科	
満 点	

- 自己申告により実施する場合

申 告 教 科 数	
傾斜配点 の 方 法	

(注)「3 実施の内容」については、あてはまる項目について記入する。

提出期限 平成30年10月31日(水)まで

Ⅲ 期 選 抜 実 施 届

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおりⅢ期選抜を実施しますので届出をします。

記

課程・学科	制の課程	科	科	科
Ⅱ 期 選 抜	募 集 定 員	名	名	名
	受 験 者 数	名	名	名
	合 格 者 数	名	名	名
Ⅲ 期 選 抜 募 集 定 員		名	名	名

(注) 学科数が 3 を超える場合は、欄を追加して作成する。

提出期限 平成 31 年 3 月 15 日 (金) まで

Ⅲ期選抜出願先変更願

平成 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

出願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ 印

貴校 _____ 制の課程 _____ 科に出願しましたが、
下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるよう
お願いします。

記

1 はじめに出願した課程、学科、受験番号

第一志望 _____ 制の課程 _____ 科 _____ 番

第二志望 _____ 制の課程 _____ 科

2 変更を希望する課程、学科

第一志望 _____ 制の課程 _____ 科

第二志望 _____ 制の課程 _____ 科

(学校長職印)

_____ 印

Ⅲ期選抜出願先変更願

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

出願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 印

下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

1 はじめに出願した学校、課程、学科、受験番号

福島県立 高等学校 制の課程 科 番

2 変更を希望する課程、学科

第一志望 制の課程 科

第二志望 制の課程 科

(学校長職印)

..... 印

Ⅲ期選抜出願先変更者名簿

平成 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

(学校長職印)

_____ 印

下記のとおり、出願先を変更しますのでお知らせします。

記

通し 番号	出願者氏名	受験番号	現在の出願課程 ・ 学科	出願変更希望先 高等学校	変更希望課程 ・ 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科

連携型選抜募集定員枠届

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

平成 31 年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記の枠で連携型選抜を実施しますので届出をします。

記

課 程	学 科	募 集 定 員 枠
		%

提出期限 平成 30 年 10 月 31 日（水）まで

平成31年度福島県立〇〇高等学校連携型選抜志願者名簿

通し 番号	志 願 学 科 名	氏 名	性別	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				

上記の者は、I期選抜について、公立高等学校に入学願書を提出していないことを申し添えます。

平成 年 月 日

〇〇立〇〇学校長 印

- (注) 1 名簿は、志願学科ごとに整理し、志願学科内では中学校における学級順に整理する。
2 入学願書は、この名簿順に整理して提出する。

連携型選抜結果の通知書

平成 年 月 日

〇〇立〇〇学校長 様

福島県立〇〇高等学校長 印

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜連携型選抜の結果を
次のとおり通知します。

記

科 名	受 験 番 号	受 験 者 氏 名	合 否

連携型選抜合格内定通知書

平成 年 月 日

学 校 名

受験番号 科 番

氏 名 様

福島県立〇〇高等学校長 印

あなたは、平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜連携型
選抜において、本校全日製の課程〇〇科の合格者に内定した
ので通知します。

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

学 校 名 _____

受 験 番 号 _____ 科 _____ 番

氏 名 _____ (本人自署)

保 護 者 氏 名 _____ ㊞

このたび、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜連携型選抜に
おいて、貴校全日制の課程 _____ 科の合格者に内定
した旨、通知を受けました。

ついては、貴校に入学することを、ここに確約いたします。

(注) 平成31年2月12日(火)正午までに出席先高等学校に提出する。

福島県立高等学校の通学区域に関する規則

(昭和 25 年 2 月 14 日福島県教育委員会規則第 1 号)

最終改正 平成 21 年 2 月教育委員会規則第 1 号

第 1 条 福島県立高等学校（以下高等学校という。）の通学区域は別表に定めるところによる。ただし、専門教育を主とする学科、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科並びに分校の学科並びに定時制の課程（夜間の課程を含む。）及び通信制の課程は、県下一円とする。

第 2 条 特別の理由によりその通学区域外の高等学校に入学しようとするときは、別記様式によりその在学又は出身の学校を経て福島県教育委員会（以下教育委員会という。）に願い出て許可を受けなければならない。

第 2 条の 2 隣接する通学区域の高等学校第 1 学年に入学しようとするときは、前条の規定にかかわらず、その学校に入学を願い出ることができる。

2 前項の入学の願い出は、別に定める毎年度第 1 学年入学者選抜の場合に限るものとし、それらの者のうち入学を許可される者はその学校の第 1 学年生徒定員の 100 分の 20 以内とする。

第 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福島県立高等学校の通学区域に関する規則別表 3 の項の規定は、平成 21 年度入学の生徒から適用する。

別記様式（第 2 条）

通 学 区 域 外 入 学 許 可 願	
年 月 日	
福島県教育委員会	
保護者	現住所 氏 名
印	
下記の者を 通学区域の 高等学校に入学させたいので許可してください。	
記	
志 願 者 氏 名	(保護者との続柄) (年 月 日生)
理 由	(なるべく詳細に記入すること。)

備考 願書に記入した理由以外の理由書類等がある場合は、別紙として添付すること。

別表（第1条関係）

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
1	県 北	福島高等学校 橘高等学校 福島西高等学校 福島東高等学校 川俣高等学校 梁川高等学校 保原高等学校 安達高等学校 本宮高等学校	福島市 伊達市 二本松市 (小浜、成田、西勝田、上長折、 長折、下長折、西新殿、東新殿、 杉沢、初森、上太田、田沢、百目 木及び茂原の区域を除く。) 伊達郡	二本松市小浜、同市成田、同市西 勝田、同市上長折、同市長折、同 市下長折、同市西新殿、同市東新 殿、同市杉沢、同市初森、同市上 太田、同市田沢、同市百目木及び 同市茂原 安達郡大玉村 本宮市 相馬郡飯舘村
2	県 中	本宮高等学校 安積高等学校 郡山高等学校 湖南高等学校 安積黎明高等学校 郡山東高等学校 須賀川高等学校 須賀川桐陽高等学校 長沼高等学校 石川高等学校 田村高等学校 船引高等学校	郡山市 須賀川市 田村市 (都路町の区域を除く。) 岩瀬郡 石川郡玉川村 同 郡平田村 田村郡三春町	二本松市小浜、同市成田、同市西 勝田、同市上長折、同市長折、同 市下長折、同市西新殿、同市東新 殿、同市杉沢、同市初森、同市上 太田、同市田沢、同市百目木及び 同市茂原 安達郡大玉村 本宮市 田村市都路町 西白河郡中島村 同 郡矢吹町 石川郡石川町 同 郡浅川町 同 郡古殿町 田村郡小野町 会津若松市湊町 双葉郡葛尾村 いわき市川前町及び同市三和町

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
3	県 南	白河高等学校 白河旭高等学校 石川高等学校	白河市 西白河郡西郷村 同 郡泉崎村 東白川郡棚倉町 同 郡矢祭町 同 郡塙町 同 郡鮫川村	西白河郡中島村 同 郡矢吹町 石川郡石川町 同 郡浅川町 同 郡古殿町
4	耶 麻	喜多方高等学校 喜多方東高等学校 西会津高等学校 坂下高等学校	喜多方市 (塩川町及び高郷町の区域を除く。) 耶麻郡北塩原村 同 郡西会津町	会津若松市河東町 喜多方市塩川町及び同市高郷町 河沼郡会津坂下町 同 郡湯川村
5	会 津	会津高等学校 葵高等学校 猪苗代高等学校 大沼高等学校 坂下高等学校 川口高等学校 田島高等学校 南会津高等学校 只見高等学校	会津若松市 (湊町及び河東町の区域を除く。) 南会津郡 耶麻郡磐梯町 同 郡猪苗代町 河沼郡柳津町 大沼郡	会津若松市湊町及び同市河東町 喜多方市塩川町及び同市高郷町 河沼郡会津坂下町 同 郡湯川村
6	相 馬	相馬高等学校 新地高等学校 原町高等学校	相馬市 南相馬市 (小高区の区域を除く。) 相馬郡新地町	南相馬市小高区 相馬郡飯館村

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
7	双 葉	双葉高等学校 浪江高等学校	双葉郡富岡町 同 郡川内村 同 郡大熊町 同 郡双葉町 同 郡浪江町	いわき市久之浜町及び同市大久町 田村市都路町 南相馬市小高区 双葉郡広野町 同 郡檜葉町 同 郡葛尾村
8	いわき	磐城高等学校 磐城桜が丘高等学校 好間高等学校 湯本高等学校 小名浜高等学校 遠野高等学校 勿来高等学校 四倉高等学校	いわき市 (川前町、三和町、久之浜町及び 大久町の区域を除く。)	いわき市川前町、同市三和町、同 市久之浜町及び同市大久町 田村郡小野町 双葉郡広野町 同 郡檜葉町

福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則

(平成 12 年 9 月改正)

- 第 1 条 福島県立高等学校普通科に入学しようとする者は、福島県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第 1 条の規定により、その保護者の居住する市町村の属する通学区域（別表の固定区及び共通区を含めた区域をいう。）内の高等学校に出願しなければならない。
- 第 2 条 高等学校長は、入学願書の居住地に関する記載事項により、出願者について前項に該当の有無を精査するものとし、必要な場合には保護者及び出願者に関する住民票謄本等の居住地に関する証明書の提出を求めることができる。
- 第 3 条 高等学校長は、前項による精査の結果、この細則第 1 条に抵触していると判断したときは、入学願書の受付を取消することができる。受付を取消したときは、この旨出願者に通知するものとする。
- 第 4 条 入学後、入学願書の記載した居住地に関する事項に虚偽があることが判明したときは、高等学校長は、入学を取消することができる。
- 第 5 条 規則第 2 条にいう「特別の理由」とは、保護者の居住地から通学できる範囲内に高等学校がないため、通学区域外の親戚または知人宅に宿泊してその区域内の高等学校に入学しようとするとき等をいう。
- 第 6 条 規則第 2 条により入学を願い出ようとするときは、その理由を証するに足る書類 2 部を添え通学区域外入学許可願（規則の別記様式による。）及びその許可願写しを在学または出身中学校の校長を経て、福島県教育庁教育事務所長（以下「教育事務所長」という。）に提出しなければならない。
- 第 7 条 前条による願い出について教育事務所長はその理由を精査し、第 5 条に該当すると認定したときは、願出人の提出したその理由を証する書類の 1 部及び通学区域外入学許可願写しにそれぞれ検印し、これを添付した許可通知書（別記様式）を在学または出身中学校の校長を経て願出人に送付するものとする。
- 第 8 条 出願者は、前条の書類を添付した許可通知書を添えて、入学願書を提出するものとする。
- 第 9 条 入学後、規則第 2 条に規定する通学区域外入学許可願に記載した理由に虚偽があることが判明したときは、高等学校長は入学を取消することができる。
- 第 10 条 規則第 1 条及び第 2 条により入学したものについては、事情を問わず、通学区域外から通学することは認めない。
- 第 11 条 規則第 2 条の 2 第 1 項にいう「隣接する通学区域」とは、互いに境界を接している区域をいう。
- 第 12 条 規則第 2 条の 2 による出願については、同条の 2 第 2 項に定めるところにより高等学校長が処理するものとする。
- 第 13 条 規則第 2 条の 2 によって出願した者は、出願先変更期間内においてその保護者の居住する市町村の属する通学区域内の高等学校に出願を変更することができる。

第 14 条 前条により出願先を変更する場合は、入学願書に出願先変更承認書及び出願先変更連絡書を添付して変更先の高等学校長に提出するものとする。

第 15 条 規則第 2 条の 2 によって入学した者は、隣接する通学区域から通学することができる。

第 16 条 他県から本県の高等学校に入学を志願する者は、本県に居住していること、または入学時まで本県に居住することになることを証する書類を、他の出願書類に添付して出願しなければならない。ただし、隣接県の隣接学区から入学を志願する者については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び同細部協定に基づいて高等学校長が処理するものとする。

第 17 条 転学を希望する者があるときは、規則第 1 条、第 2 条及びこの細則第 1 条から第 10 条までの定めを準用して、転学先の高等学校長が処理するものとする。ただし、通学区域外入学許可願は、本人から転学先の高等学校長に提出する。

別記様式

A4 タテ判横書

許 可 通 知 書					
平成 年 月 日					
様					
福島県教育委員会教育長					印
下記の者に関する通学区域外入学許可願はこれを許可する。					
記					
福島県	郡	町	字	番地	
	市	村			
		氏			名

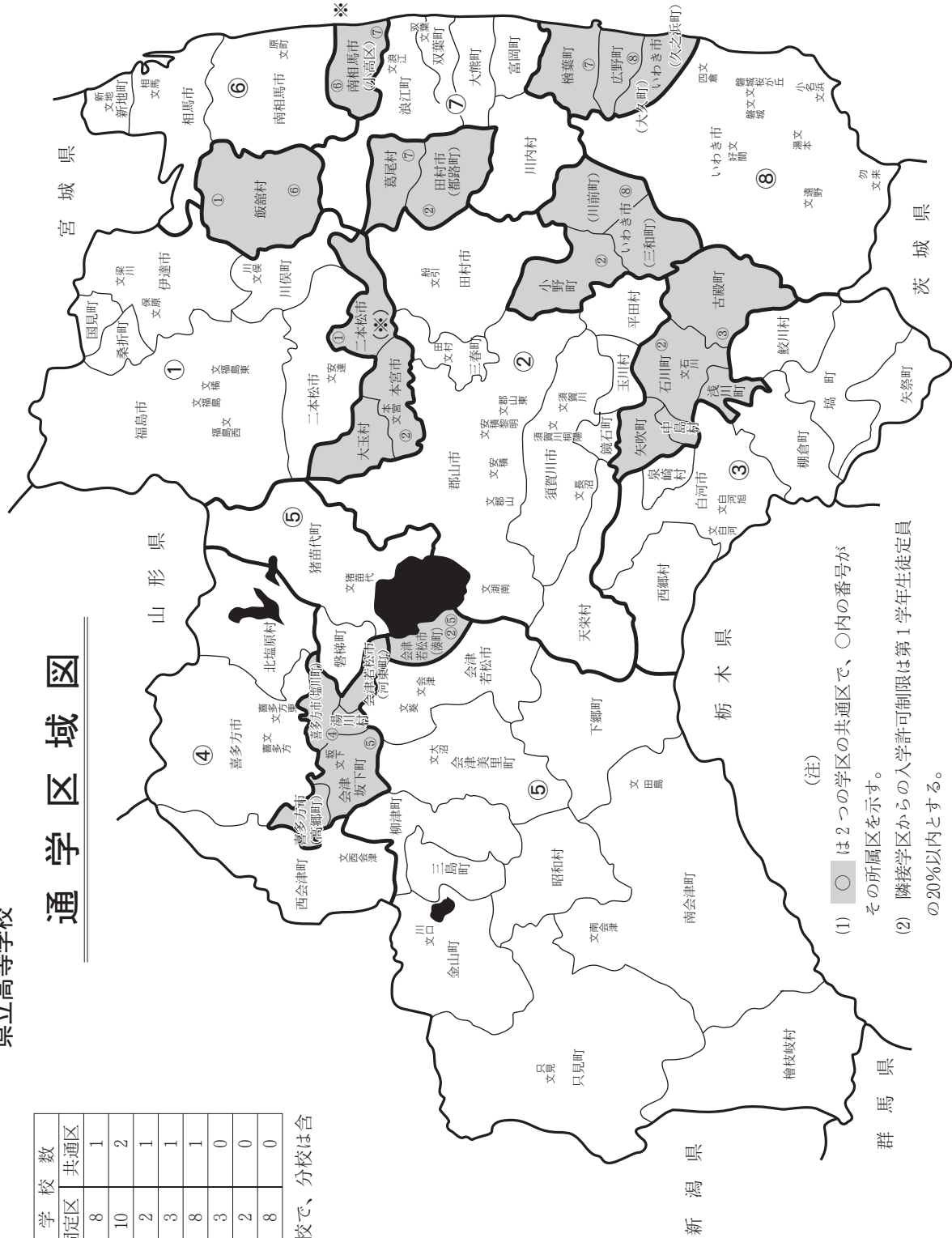
福島県立高等学校の通学
区域に関する規則施行細則

県立高等学校

通学区区域図

番号	学区名	学校数	
		固定区	共通区
1	県北	8	1
2	県中	10	2
3	県南	2	1
4	耶麻	3	1
5	会津	8	1
6	相馬	3	0
7	双葉	2	0
8	いわき	8	0

学校数は普通科設置校で、分校は含まない。



※(小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、田沢、百目木、茂原)

- (注)
- (1) ○は2つの学区の共通区で、○内の番号がその所属区を示す。
 - (2) 隣接学区からの入学許可制限は第1学年生徒定員の20%以内とする。

福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校、福島県立只見高等学校の3校が他の中山間地域の小規模校にはない地域事情を有することに鑑み、これらの3校の入学者選抜においては、出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

2 対 象 校

福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校、福島県立只見高等学校

3 出願の取扱い

(1) 学区外からの出願

上記2の当該高等学校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、学区外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

(2) 出願方法

① 県内からの出願の場合

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める出願書類に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

② 県外からの出願の場合

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

4 そ の 他

上記3により高等学校へ入学する者については、当該高等学校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を高等学校に提出するものとする。

付 記

この取扱いは、平成14年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立ふたば未来学園高等学校が双葉地区未来創造型リーダー育成構想（新双葉地区教育構想）に基づいた教育を実施することに鑑み、当該高等学校の入学者選抜においては、県外からの出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

2 対 象 校

福島県立ふたば未来学園高等学校

3 県外からの出願

(1) 出願の取扱い

県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、県内の志願者として取り扱うものとする。

(2) 出願方法

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

4 そ の 他

上記3により高等学校へ入学する者については、県内に住所を異動し「住民票の写し」を高等学校に提出するものとする。

付 記

この取扱いは、平成27年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜に関する 取扱いについて

ふたば未来学園高等学校における入学者選抜のお願いに関する弾力的な取扱いについて

ふたば未来学園高等学校における入学者選抜に関する取扱いについて

1 趣 旨

福島県立ふたば未来学園高等学校が双葉地区未来創造型リーダー育成構想（新双葉地区教育構想）に基づいた教育を実施することに鑑み、当該高等学校の入学者選抜においては、定員の充足について特別な扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

2 対 象 校

福島県立ふたば未来学園高等学校

3 選抜に関する取扱い

I 期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）の合格内定者により、募集定員を充足することができるものとする。

なお、I 期選抜及び連携型選抜の合格内定者により募集定員を充足した場合には、II 期選抜及びIII 期選抜を実施しないものとする。

付 記

この取扱いは、平成 27 年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の 出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民等が被災し県内外に避難を余儀なくされていることに鑑み、避難している生徒等の入学者選抜の出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該生徒等の出願機会の確保に資するものとする。

2 出願の取扱い

住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日（以下「震災発生時」という。）の時点で保護者が住民登録をしていた市町村の属する通学区域内、または出願時に保護者が居住している市町村の属する通学区域内のいずれかの高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

3 出願方法

- (1) 県内において避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合
「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。
- (2) 県内から避難し県外の中学校に区域外就学している生徒の場合
実施要綱に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。
- (3) 県外から避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合
実施要綱に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。
- (4) 県内外に避難している中学校卒業者等の場合
実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。

4 その他

住民票を移し避難している場合、震災発生時に住民登録をしていた市町村の属する通学区域内の高等学校への出願については、実施要綱に定める「県外等からの出願」に基づき出願する。

ただし、保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類として「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。

付 記

この取扱いは、平成24年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

福島県立ふたば未来学園高等学校における連携型中高一貫教育に係る 入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立ふたば未来学園高等学校は、双葉郡内の中学校との連携型中高一貫教育を実施する高等学校であり、当該高等学校における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）においては、以下の事由により、出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内外に分散して双葉地区教育構想に基づいた教育の実施を余儀なくされていること。
- (2) 東日本大震災以前には、双葉郡の中学生の主な進学先であった福島県立双葉高等学校、福島県立浪江高等学校、福島県立浪江高等学校津島校、福島県立富岡高等学校、福島県立双葉翔陽高等学校が、平成 27 年度入学者選抜より募集停止となっていること。

2 対象校

福島県立ふたば未来学園高等学校

3 出願の取扱い

以下に該当する者を、当該高等学校における連携型選抜への出願資格を有する者として加える。

- (1) 出願時に J F A アカデミー福島又は双葉地区未来創造型リーダー育成構想（新双葉地区教育構想）ビクトリープログラムに参加している者
- (2) ふたば未来学園高等学校との連携型中高一貫教育を実施している中学校に在籍している者以外で、東日本大震災が発生した時に、双葉郡内の小学校に在籍していた者又は双葉郡内に保護者が居住していた者で、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を平成 31 年 3 月卒業見込又は修了見込の者

4 出願方法

以下に該当する者は、「平成 31 年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要綱」に定める出願書類に加え、次の書類を提出するものとする。

- (1) 上記 3 (1) に該当する者
J F A アカデミー福島又は双葉地区未来創造型リーダー育成構想（新双葉地区教育構想）ビクトリープログラムに参加していることを証明する書類（選考結果通知書の写し等）を提出する。
- (2) 上記 3 (2) に該当する者
「住所等に関する届出書」（別記様式共通 10 号）を提出する。
- (3) 上記 3 (2) に該当する者で、県外から出願する者
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（別記様式共通 2 号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受け提出する。

付 記

この取扱いは、平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜において適用する。

東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

ふたば未来学園高等学校における連携型選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の 出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域等の解除により帰還した際、帰還した生徒等が通学できる高等学校がその通学区域内にないという事情が生じる場合があることに鑑み、帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該生徒等の出願機会の確保に資するものとする。

2 出願の取扱い

避難指示区域等が解除された市町村に帰還等をした際、その市町村の属する通学区域内に通学できる高等学校がない場合においては、その通学区域外の高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

付 記

この取扱いは、平成 25 年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜関係日程

平成31年

1 月			2 月			3 月				
1	火		1	金	(I期選抜面接等)	1	金			
2	水		2	土		2	土			
3	木		3	日		3	日			
4	金		4	月		4	月			
5	土		5	火	I期選抜・連携型選抜 合格内定通知	5	火			
6	日		6	水	I期選抜・ 連携型選抜 入学確約書提出	6	水			
7	月		7	木		II期選抜学力検査	7		木	
8	火		8	金		II期選抜 出願書類受付	8		金	
9	水		9	土			III期選抜 出願書類受付		9	土
10	木		10	日					III期選抜出願先変更	10
11	金		11	月	III期選抜面接等					11
12	土		12	火		調査書提出	12		火	
13	日		13	水	通信制出願開始		13		水	
14	月	14	木	II期選抜 出願先変更	14	木	合格者発表			
15	火	15	金		III期選抜 出願先変更	15	金	III期選抜 出願書類受付		
16	水	16	土	III期選抜面接等		16	土			
17	木	17	日		調査書提出	17	日	III期選抜 出願書類受付		
18	金	18	月	III期選抜 出願先変更		18	月			
19	土	19	火		III期選抜 出願先変更	19	火	III期選抜出願先変更		
20	日	20	水	III期選抜 出願先変更		20	水	III期選抜 出願先変更		
21	月	21	木		III期選抜 出願先変更	21	木			
22	火	22	金	III期選抜 出願先変更		22	金	III期選抜面接等		
23	水	23	土		III期選抜 出願先変更	23	土	III期選抜 出願先変更		
24	木	24	日	III期選抜 出願先変更		24	日			
25	金	25	月		III期選抜 出願先変更	25	月	III期選抜合格者発表		
26	土	26	火	III期選抜 出願先変更		26	火	III期選抜 出願先変更		
27	日	27	水		III期選抜 出願先変更	27	水		通信制出願締切	
28	月	28	木	III期選抜 出願先変更		28	木	III期選抜 出願先変更		
29	火	29	金		III期選抜 出願先変更	29	金			
30	水	30	土	III期選抜 出願先変更		30	土			
31	木	I期選抜面接等	31		日	III期選抜 出願先変更				

- 1 連携型選抜面接等の実施日
- 2 II期選抜における面接の実施日
- 3 通信制の課程の出願期間

- I期選抜と同日又はI期選抜に近接した日
- 3月7日(木)又は3月8日(金)
- 2月13日(水)～3月27日(水)

避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する取扱いについて

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜関係日程